

令和4年度

定期監査報告書

逗子市監査委員

目 次

1	この監査の目的	1
2	監査の対象	1
3	監査の着眼点	1
4	監査の期間	1
5	監査を行った監査委員	1
6	監査の結果	2
	福 祉 部	
	社会福祉課	2
	障がい福祉課	2
	高齢介護課	2
	国保健康課	3
	会 計 課	3
	議会事務局	3
	消 防 本 部	
	消防総務課、消防予防課	4
	消 防 署	
	警備第一課、警備第二課、小坪分署、北分署	4
	環境都市部	
	環境都市課	4
	まちづくり景観課	4
	緑政課	5
	資源循環課	5
	環境クリーンセンター	5
	都市整備課	5
	下水道課	6
	行政委員会事務局	6
7	意 見	7

定期監査結果報告

1 この監査の目的

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定並びに逗子市監査基準に基づき、市の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査することを目的とした。

2 監査の対象

下記部局課かいの事務及び事業全般

福祉部	社会福祉課 障がい福祉課 高齢介護課 国保健康課
会計課	
議会事務局	
消防本部	消防総務課 消防予防課
消防署	警備第一課 警備第二課 小坪分署 北分署
環境都市部	環境都市課 まちづくり景観課 緑政課 資源循環課 環境クリーンセンター 都市整備課 下水道課
行政委員会事務局	

3 監査の着眼点

監査の目的に即して、以下の項目について重点的に監査を行った。

- (1) 予算の執行状況
- (2) 職員給与費事務
- (3) 契約事務
- (4) コスト見直しが必要な事務事業
- (5) 過去の指摘事項等

4 監査の期間

令和4年4月1日から令和5年2月6日まで

5 監査を行った監査委員

監査委員 関 口 毅
同 匂 坂 祐 二

6 監査の結果

財務に関する事務の執行については、おおむね良好に処理されているものと認められたが、一部の事務に改善及び検討を要する事項が見受けられた。また、前回の指摘事項が是正されていないことや報告された措置状況の一部に不履行があったこと等も検出された。今回の定期監査の対象とならなかった部課かいにおいても、事務を執行する上で参考にされたい。

各課かいの監査結果については、次のとおりである。

福祉部

社会福祉課

○監査実施日

令和4年6月27日

○監査の結果

〈指摘事項〉

- ・行政財産目的外使用許可事務について、納入通知書の発送をする際に正しい使用料や許可日が設定されていなかった。
- ・郵便切手等受払簿の取り扱いについて、様式に定められた処理が行われていなかった。

〈意見・要望事項〉

- ・社会福祉協議会に対する行政財産目的外使用許可における減免について、申請理由は当該使用許可による自動販売機での利益を当協議会の収入とするとされており、以前よりも減免が制限されている状況にあつて、その適否を再検討されたい。
- 併せて、一定の財政基盤を持つ自立した団体に対する補助の在り方について、時代に合った適正な基準についても短期の課題として調査研究をお願いしたい。

障がい福祉課

○監査実施日

令和4年6月27日

○監査の結果

〈指摘事項〉

- ・郵便切手等受払簿の取り扱いについて、適切な管理が行われていなかった。【再指摘】

〈意見・要望事項〉

- ・郵便切手は金券であるという意識が希薄で、受払簿の不備など管理が杜撰であると言わざるを得ない。令和2年4月の総務課長通知に従い、管理を徹底されたい。
- なお、本件については過去の監査においても指摘したものであり、早急な是正が必要である。

高齢介護課

○監査実施日

令和4年6月27日

○監査の結果

〈指摘事項〉

- ・契約事務の一部において、受注者名の誤記載による不備が認められた。
- ・時間外勤務手当について、一部適正な処理がなされていなかった。【再指摘】
- ・郵便切手等受払簿等の取り扱いについて、様式に定められた処理が行われていなかった。【再指摘】

〈意見・要望事項〉

- ・時間外勤務手当及び郵便切手等受払簿等の取り扱いについては過去の監査においても指摘したものであり、いずれも前回より改善傾向ではあるが、早急に是正されたい。

国保健康課

○監査実施日

令和4年6月27日

○監査の結果

〈指摘事項〉

- ・契約事務の一部において、起案書への必要事項の記載漏れによる不備が認められた。【再指摘】
- ・行政財産目的外使用許可事務において納入通知書の発送をする際に、財務規則に則った納期限が設定されていなかった。【再指摘】
- ・時間外勤務手当について、一部適正な処理がなされていなかった。【再指摘】

〈意見・要望事項〉

- ・指摘事項については、いずれも過去の監査においても指摘したものである。コロナウイルス感染症による業務増加の中での努力は評価するが、指摘事項については早急に是正されたい。
- ・行政財産目的外使用許可事務について、長期間の使用許可が見込まれる案件に対しては、事務の簡素化も考慮し、単年度ごとの使用許可ではなく、複数年にわたる貸付等による形態も検討されたい。

会 計 課

○監査実施日

令和4年10月25日

○監査の結果

財務に関する事務の執行については、おおむね良好に処理されているものと認められた。

議会事務局

○監査実施日

令和4年12月26日

○監査の結果

財務に関する事務の執行については、おおむね良好に処理されているものと認められた。

消防本部

消防総務課、消防予防課

消防署

警備第一課、警備第二課、小坪分署、北分署

○監査実施日

令和4年11月24日

○監査の結果

〈指摘事項〉

- ・契約事務の一部において、起案書への記載の不備が認められた。
- ・市外出張命令書について、公用車使用の有無に関する記載の不備が散見された。

〈意見・要望事項〉

- ・契約事務における随意契約書への記載は、より具体的な内容とされたい。
- ・行政財産目的外使用許可事務について、前回の監査で指摘した部分は改められており、チェックリストを作成して管理する等、大幅に改善されているものと認められた。引き続き良好な状態を維持されたい。
- ・全庁的に導入された出退勤管理等のシステムについて、消防の特殊性を十分に反映させたシステムの熟成に向けて、引き続き関係部署と綿密に調整されたい。

環境都市部

環境都市課

○監査実施日

令和5年2月6日

○監査の結果

〈指摘事項〉

- ・時間外勤務手当について、一部適正な処理がなされていなかった。
- ・郵便切手等受払簿の取り扱いについて、様式に定められたとおりの処理が行われていなかった。

まちづくり景観課

○監査実施日

令和5年2月6日

○監査の結果

〈指摘事項〉

- ・契約事務の一部において、起案書への必要事項の記載漏れ及び不要な合議による不備が認められた。
- ・景観のまちづくり推進事業を執行するにあたり、そもそも予算を確保していない需用費について、他の事業から予算流用をしていた。また、流用要求書で所要額の根拠とした見積り額を上まわる額の執行をしていた。

- ・補助金の支出負担行為において、整理の時期に不備が認められた。
- ・出張命令書において、出張先の記載に不備が認められた。

〈意見・要望事項〉

- ・景観のまちづくり推進事業費の流用について、原則として当初又は補正で予算措置すべき内容であり、予算流用で対応することは適切とは言えない。
流用の理由とした見積りの仕様と、実際に執行した際の仕様が異なり金額が一致しないのは、やむを得ず必要最小限の額で行った流用そのものを否定することとなりかねず、不適切である。
また、やむを得ず財政課長の審査を経た予算流用要求の内容を変更するのであれば、再度要求書を提出すべきである。

緑政課

○監査実施日

令和5年2月6日

○監査の結果

〈指摘事項〉

- ・時間外勤務手当について、一部適正な処理がなされていなかった。【再指摘】

資源循環課

○監査実施日

令和5年2月6日

○監査の結果

〈指摘事項〉

- ・契約事務の一部において、契約関係書類の記載誤り及び合議漏れによる不備が認められた。
【記載誤りについては再指摘】

環境クリーンセンター

○監査実施日

令和5年2月6日

○監査の結果

〈指摘事項〉

- ・契約事務の一部において、根拠条文の誤り、起案書への必要事項の記載漏れ等の不備が認められた。

都市整備課

○監査実施日

令和5年2月6日

○監査の結果

〈指摘事項〉

- ・時間外勤務手当について、一部適正な処理がなされていなかった。【再指摘】

- ・郵便切手等受払簿の取り扱いについて、様式に定められたとおりの処理が行われていなかった。

【再指摘】

〈意見・要望事項〉

- ・前回監査からの改善は認められ、特に郵便切手等受払簿の取り扱いについては、適切な在庫管理に努めていることは評価するが、引き続き是正に努められたい。

下水道課

○監査実施日

令和5年2月6日

○監査の結果

〈指摘事項〉

- ・時間外勤務について、職員ごとの時間外勤務時間に偏重が見られた。
- ・行政財産目的外使用許可事務について、納入通知書の発送をする際に財務規則に従った正しい事務処理がなされていない。また、一連の起案等に係る書類が正しくファイリングされていない。

〈意見・要望事項〉

- ・時間外勤務について、現在に至るまでの担当業務の割振りや時間外勤務の管理に問題はないか再点検し、一部の職員に仕事量が偏らないように勤務時間を平準化するようにされたい。
- ・行政財産目的外使用許可事務について、あってはならないことであるが、仮に事務が遅れても可能な納期限を定めて通知するべきで、納入通知の信憑性が疑われるような事態は避けなければならない。
- ・行政財産目的外使用許可事務における長期継続的使用については、使用期間を延長する等の事務負担を軽減する方法が考えられるため、当該事務処理の見直しを検討されたい。

行政委員会事務局

○監査実施日

令和4年12月26日

○監査の結果

財務に関する事務の執行については、おおむね良好に処理されているものと認められた。

7 意見

令和4年度の定期監査における主な検出事項は、次の7点である。

- (1) 職員給与費（時間外勤務手当）事務における計算誤り
- (2) 契約起案の際の記入漏れや誤記入
- (3) 行政財産目的外使用許可事務における誤り
- (4) 郵便切手等受払簿の取り扱い
- (5) 前回指摘事項の改善施策実行の不徹底
- (6) 適正な財務事務の不履行
- (7) 3E（経済性、効率性、有効性）の観点から是正、改善が求められる事務事業

- (1) 職員給与費（時間外勤務手当）事務における計算誤り

依然として、複数の部署において計算誤り、勤務時間の積算誤りが見受けられ、これによる過大支給及び支給不足が発生した。

現在は庶務事務システムの導入により、今後このような誤りはなくなるものと考えているが、適正な事務処理がなされていなかったことは事実であるため、今後も注意されたい。

また、今後システムの熟成に向けて、引き続き綿密に調整されたい。

さらに、時間外勤務について、現在に至るまでの担当業務の割振りや時間外勤務の管理に問題はないか再点検し、一部の職員に仕事量が偏らないように勤務時間や人員配置を平準化するようにされたい。

- (2) 契約起案の際の記入漏れや誤記入

多くが根拠条文等の記入の誤りや漏れといった軽微な内容ではあるが、定期監査では少なからず見られるケアレスミスである。特にこれまで複数回の指摘を受けた所管においては、厳格に対処されたい。

- (3) 行政財産目的外使用許可事務における誤り

一連の事務が年度切替え時に多く発生し、規則上納期限までの期間が短いという困難な状況は理解するところであるが、納入通知書の発送が大幅に遅れた例も散見され、財務規則に従った正しい事務処理に是正されたい。また、あってはならないことであるが、仮に事務が遅れても可能な納期限を定めて通知するべきで、納入通知の信憑性が疑われるような事態は避けなければならない。

- (4) 郵便切手等受払簿の取り扱い

昨年に引き続き、切手の管理状況については、共通に使用している受払簿の様式が十分に活用されていない部署があった。具体的には、受払簿の記入誤りや記入漏れがあり、残高管理として不十分な状態であった。

切手の適切な在庫管理に努めている部署がある一方で、郵便切手は金券であるという意識が未だに希薄で、受払簿の不備など管理が杜撰であると言わざるを得ない部署もあった。

切手が現金と同様の管理を求められる財貨であることに十分留意し、予算の適正執行や事故防止のためにも様式の使用も含めた管理を徹底されたい。また、本来必要な切手の枚数についても再考され、引き続き適切な在庫管理に努められたい。

(5) 前回指摘事項の改善施策実行の不徹底

前回の監査で指摘された事項が改善されず、今回の監査でも同様の指摘事項がなされたことは引き続き問題である。これは、内部統制上の問題点が放置されていることを意味し、潜在的なリスク（組織目標の達成を阻害する要因）が認められたまま運用がされている状態である。

事務を執行するうえでは、何故そのようなリスクが存在しているかを検証し、指摘事項に対する改善策を早急に立案するとともに、適切な運用がなされることが求められる。

(6) 適正な財務事務の不履行

事業を執行するにあたり、不足する需用費を他の事業からの流用で賄ったが、流用要求書で所要額の根拠とした見積り額を上まわる額の執行をしている案件があった。

前年度執行できなかった事業を改めて行う場合は、原則として当初又は補正で予算措置すべきであり、予算流用で対応することは適切とは言えない。更に、流用の理由とした見積りの仕様と実際に執行した際の仕様が異なる支出を行ったことは、やむを得ず必要最小限の額で行った流用そのものを否定することとなりかねず、不適切であり、改めてコンプライアンスを意識されたい。

(7) 3E（経済性、効率性、有効性）の観点から是正、改善が求められる事務事業

補助団体に対する行政財産目的外使用許可で、それによって生じる利益を団体の活動資金に充てることを理由とした減免申請を是とするケースがあった。減免を認め、結果的に補助団体に補助金以外の財政的援助を対象経費が明らかでない形で行っていることについて、またそれが既得権化することは透明性の点からも問題をはらんでいる。補助金等の財政的援助は長期化・既得権化につながるものが多く、効果的な制度活用のために、一定の補助期間を設定する等一度制度を見直すことも必要だと思われるので、検討いただきたい。

また、行政財産目的外使用許可事務における長期継続的使用については、使用許可期間の延長や、許可対象となる範囲の拡大、減免についての手続を変更することにより、事務負担を軽減できると考えられるため、運用の仕方を検討されたい。

以上の点も含めて、今後とも是正や改善が必要な事項に対し、確実にフォローアップを行い、更なる監査の機能向上を図っていく。監査結果で課題とされた点については、市全体で共有し、改善していくという動きが更に強まっていくことを期待するものである。

各所管におかれては、監査結果を所掌事務にフィードバックすることで業務改善に役立てていただき、より良い組織を構築していただきたい。